

各位

株式会社東北銀行

「とうぎんビジネスインターネットバンキング」の不正 利用による被害の補償について

株式会社東北銀行（取締役頭取 村上 尚登）では、お客様に安心してインターネットバンキングをご利用いただくため、平成 27 年 2 月 1 日（日）より、「とうぎんビジネスインターネットバンキング」で不正な預金払戻しにあわれた場合の被害補償を下記の通り開始いたします。

これは平成 26 年 7 月 17 日の全国銀行協会による申し合わせ「法人向けインターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方について」の趣旨を踏まえて実施するものです。

今後とも当行は、お客様の利便性向上と安心してご利用いただけるサービスの提供に努めてまいります。

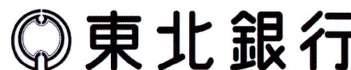
記

1. 補償の概要

「とうぎんビジネスインターネットバンキング」をご利用のお客様が、預金等の不正な払戻しの被害にあわれた場合には、1 契約につき年間 1,000 万円を限度に被害額を補てんいたします。

2. 補償開始日

平成 27 年 2 月 1 日（日）



〒020-0023 盛岡市内丸 3 番 1 号

電話番号 019-651-6161

F A X 019-653-1291

ホームページ <http://www.tohoku-bank.co.jp>

3. 補償するにあたり

(1) 以下のセキュリティ対策をお願いいたします

① メーカーのサポート期限が経過した基本ソフト（OS）やブラウザ等、各種ソフトウェアを使用しないこと。

② セキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新して使用すること。

※ 特定のセキュリティ対策ソフトは指定しませんが、パソコンに常駐してリアルタイムの保護を実行するタイプのソフトウェアを搭載してください。

(2) 不正取引が発生した場合は、30日以内に当行に通知してください。

(3) 当行の調査および警察の捜査にご協力いただきます。

(4) お客様や従業員等の故意や重大な過失がある場合は、補償いたしません。

4. 詳細について

当行が推奨する条件以外でのご利用やお客様に過失が認められた場合等については補償を減額又は行わない場合がありますので詳細については当行HPのインターネットバンキングご利用規定を参照願います。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

事務統括部システム統括室（担当：佐々木）

電話番号：019-654-1311

 **東北銀行**

〒020-0023 盛岡市内丸3番1号

電話番号 019-651-6161

F A X 019-653-1291

ホームページ <http://www.tohoku-bank.co.jp>